岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第八条の規定による決定の通知 三　法第十四条の規定による実績報告の受理	埼玉県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 三　法第十二条の規定による状況報告の受理 四　法第十四条の規定による実績報告の受理	京都府 兵庫県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知	愛媛県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第八条の規定による実績報告の受理 三　法第十四条の規定による決定の通知 四　法第十二条の規定による状況報告の受理 五　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び通知 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十三　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十四　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十五　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
---	---	---	---	---	---	---	---

○農林水産省告示第二千七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県耶麻郡西会津町奥川大字高陽根字砂田一二九一の一から一二九一の六まで、一二九一の八から一二九一の一五まで、一二九一の一七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十一月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成八年十一月十九日農林水産省告示第千八百十八号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び京丹波町役場に備え置いて縦覧に供する。）